

『外国出願を費用面から支援します。』

海外出願支援事業

中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助するものです。

補助対象者

- 申請時点において、既に日本国特許庁に対し特許、実用新案、意匠又は商標出願済であり、年度内に外国特許庁等への出願を行う予定の案件
 - 宮城県内に事業所を有する「中小企業者」及び「中小企業者で構成されるグループ」（地域団体商標に係る外国特許庁への商標登録については、商工会議所、商工会、NPO 法人等）
- ※中小企業者には法人格を有しない個人事業主を含む

補助対象経費及び補助率上限額

（１）補助対象経費

- 外国特許庁への出願料
- 国内・現地代理人費用
- 翻訳費用

※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については対象外

（２）補助率上限額

- 補助率：１／２以内
- 上限額：案件ごとの上限額
特許：１５０万円
実用新案・意匠・商標：各６０万円
冒認対策商標：３０万円

※１企業に対する上限額（複数案件の場合）：３００万円

※ご不明な点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

（公財）みやぎ産業振興機構 地域連携推進課

電話：０２２－２２５－６６３８